

北鬼江2号公園マネジメントプラン

北鬼江2号公園の管理運営、整備等の取組方針

令和5年2月

魚津市

目次

1. 公園の概要	
(1) 概要	1
(2) 立地状況	2
(3) 用途地域	3
(4) 避難所の指定	4
(5) 周辺施設の立地状況	5
2. 公園施設の現況	
(1) 遊戯施設	6
(2) 植栽	8
(3) 便益施設	9
(4) 休憩施設	10
(5) 広場	10
3. 占用・設置許可の状況	11
4. 公園利用状況	
(1) 行為の許可、イベント等の実施状況	12
(2) その他の利用状況	12
(3) 利用上の課題	12
(4) 利用者の傾向	13
5. 公園の将来像と取組方針	
(1) 目指すべき姿	14
(2) 取組方針	14
6. 公園の管理運営	17

1. 公園の概要

北鬼江2号公園は、昭和56年3月30日付富山県指令第242号で事業認可を受けた魚津駅西地区土地区画整理事業によって用地が確保された公園です。昭和62年11月17日付魚津市告示第57号で都市計画決定され、平成5年度に整備が行われました。

(1) 概要

供用開始年度	平成6年度
公園名称	北鬼江2号公園
公園面積	2,535㎡
所在地	魚津市北鬼江二丁目1803
公園種別	街区公園
都市計画決定	昭和62年

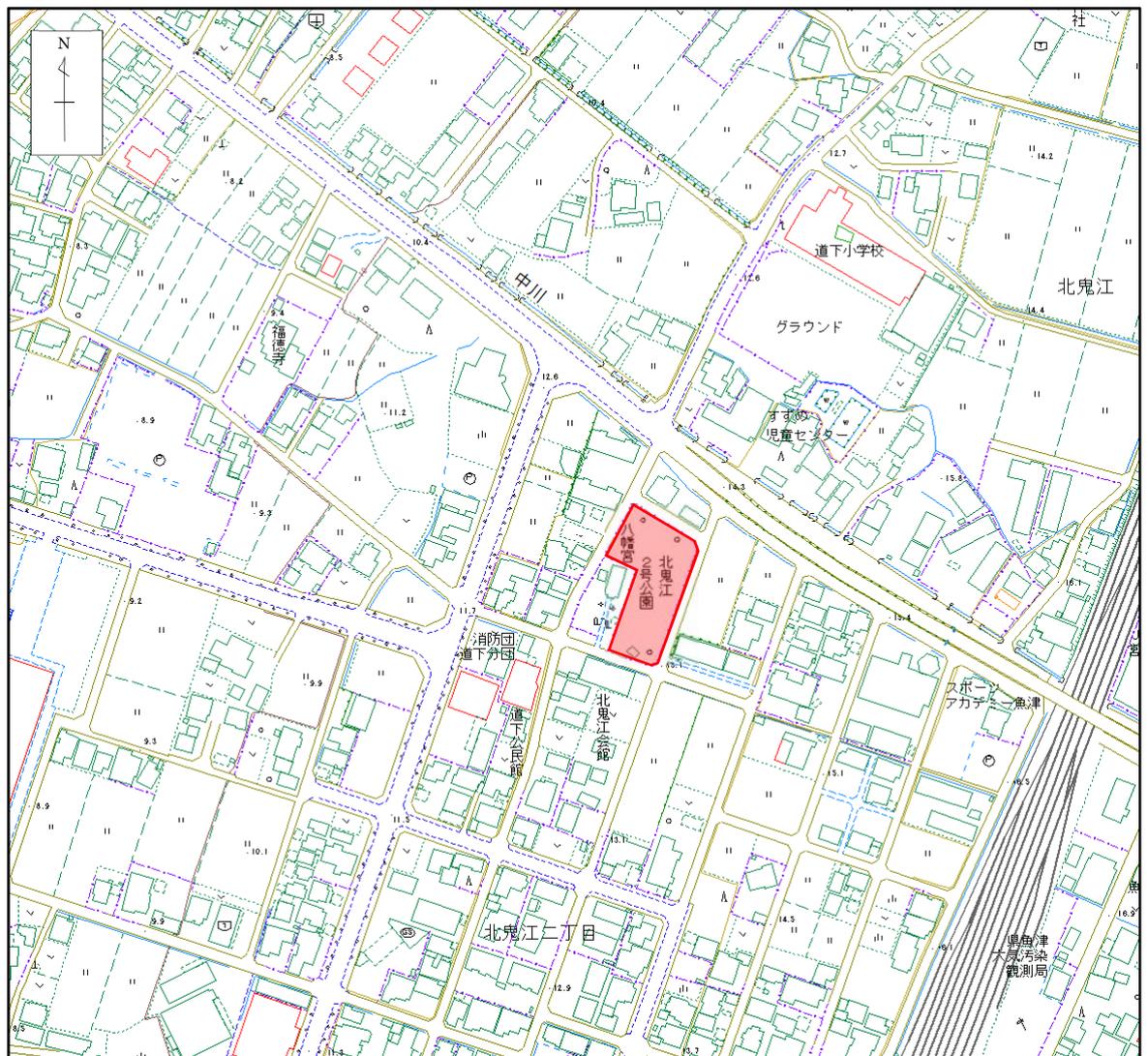
公園航空写真（2500分の1）



(2) 立地状況
位置

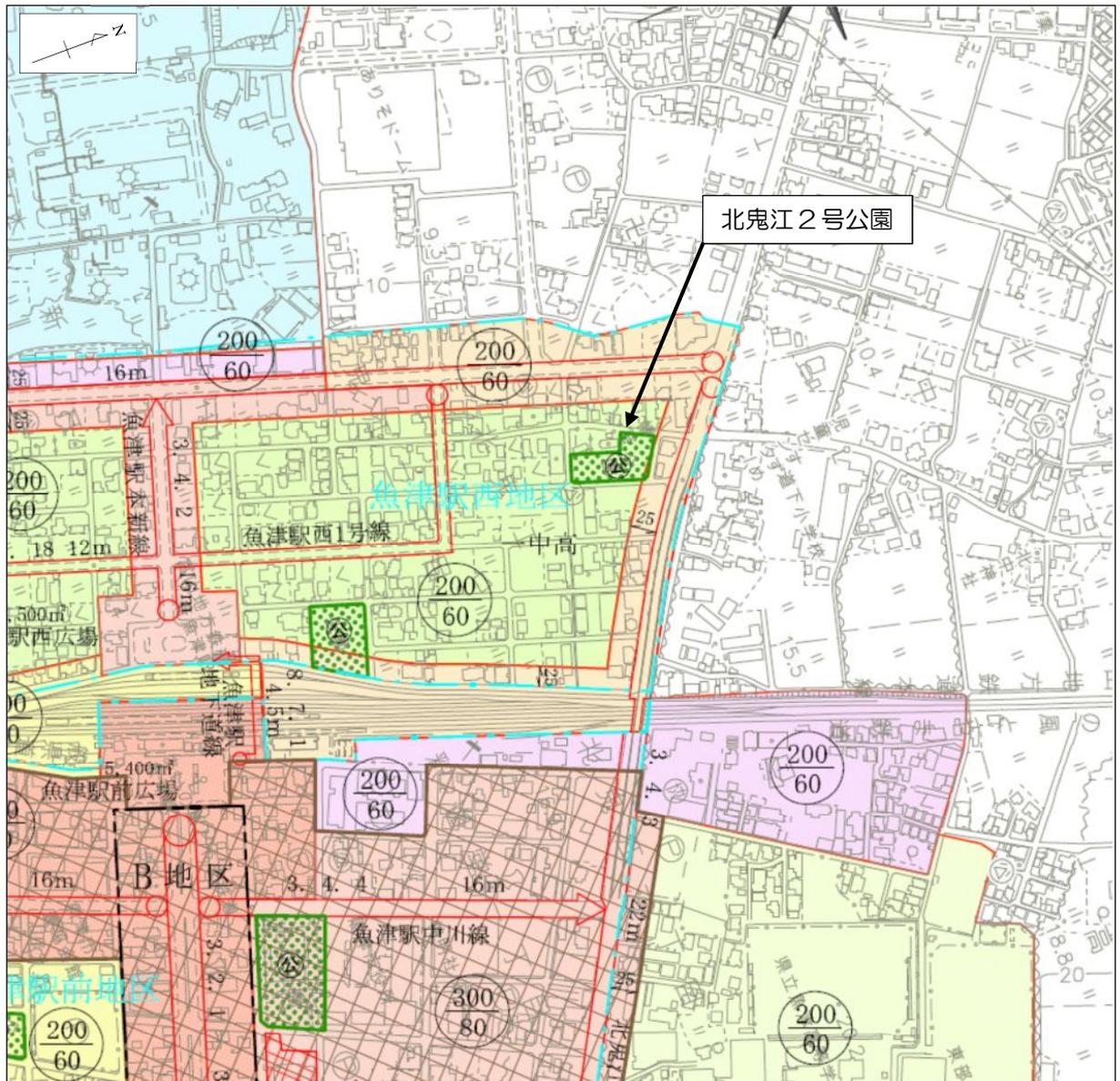


周辺位置図 (4000分の1)



(3) 用途地域

北鬼江2号公園は、都市計画法による第一種中高層住居専用地域に位置する公園です。幹線道路である市道吉島中川側線や市道魚津中央線には面していませんが、公園の東側は農地で建物が無いため、市道吉島中川側線の北鬼江高架橋を通行する車両からは公園が良く見えます。



※第1種中高層住居専用地域

解説：中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

住宅以外は公共施設・病院・学校等のほか、業種等を限定した小規模な店舗等を建設することができます。

(4) 避難所の指定状況

北鬼江2号公園は、魚津市地域防災計画に、大規模火災に関する指定緊急避難場所に指定されています。

公園周辺の指定緊急避難場所、指定避難所（5000分の1）



※指定緊急避難場所

解説：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

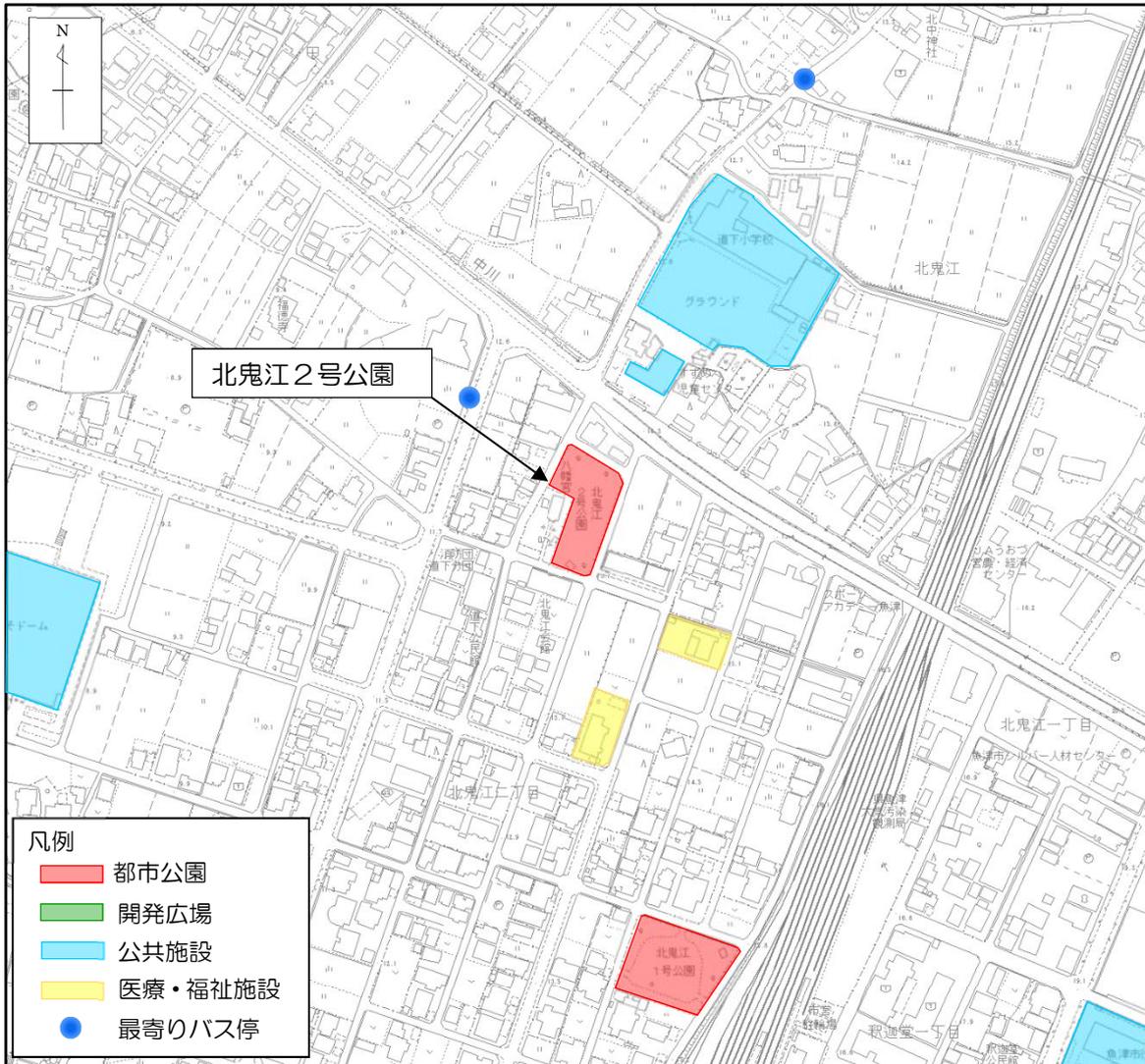
※指定避難所

解説：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(5) 周辺施設の立地状況

北鬼江2号公園は、北鬼江八幡宮に隣接した公園であり、道下公民館や北鬼江会館も近いことから、多くの地域住民が公園付近を訪れていると考えられます。また、道下小学校やすすめ児童センターにも近いので児童の利便性は高いと思われます。

公園の周辺施設（5000分の1）



周辺施設

- | | |
|----------------|--------|
| ・道下公民館 | 約 40m |
| ・道下小学校 | 約 200m |
| ・すすめ児童センター | 約 100m |
| ・ありそドーム | 約 370m |
| ・バス停（道下・経田ルート） | 約 330m |
| ・バス停（市街地巡回ルート） | 約 160m |
| ・北鬼江1号公園 | 約 350m |

2. 公園施設の現況

(1) 遊戯施設

<p>砂場</p> 	<p>整理番号</p>	<p>14-1</p>
	<p>整備年度</p>	<p>1993年</p>
	<p>処分制限期間</p>	<p>15年</p>
	<p>使用見込期間</p>	<p>36年(参考値)</p>
	<p>健全度(R4調査)</p>	<p>B</p>
<p>踏み板式ブランコ</p> 	<p>整理番号</p>	<p>14-2</p>
	<p>整備年度</p>	<p>1993年</p>
	<p>処分制限期間</p>	<p>15年</p>
	<p>使用見込期間</p>	<p>36年(参考値)</p>
	<p>健全度(R4調査)</p>	<p>C</p>
<p>滑り台</p> 	<p>整理番号</p>	<p>14-3</p>
	<p>整備年度</p>	<p>1993年</p>
	<p>処分制限期間</p>	<p>15年</p>
	<p>使用見込期間</p>	<p>36年(参考値)</p>
	<p>健全度(R4調査)</p>	<p>C</p>

※処分制限期間

解説：「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく制限を受ける期間。

※使用見込期間

解説：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間。

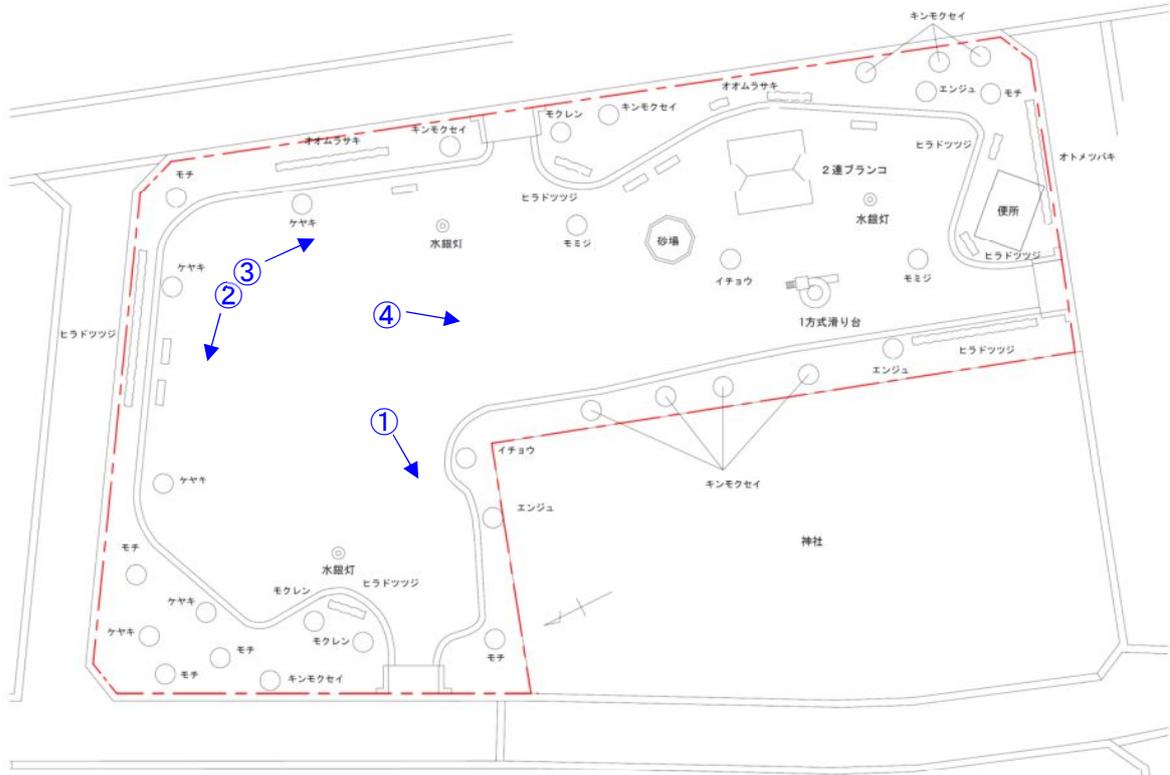
※健全度

解説：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について行う総合的な判定。A～Dの四段階評価。

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全である。• 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が進行している。• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に顕著な劣化である。• 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(2) 植栽

北鬼江2号公園の北側にはモチノキやケヤキなどの樹高の高い木が多くなっていますが、それ以外はキンモクセイやオオムラサキなど比較的樹高の低い木が中心になっています。



(3) 便益施設

トイレ



整理番号	14-6
整備年度	1993年
施設概要	RC造平屋建 A=11.9㎡
男子	小×1、和式×1
女子	和式×1
多目的	なし
処分制限期間	50年
使用見込期間	60年(参考値)
健全度(H30調査)	C

水飲み器



整理番号	14-5
整備年度	1993年
処分制限期間	15年
使用見込期間	30年(参考値)
健全度(H30調査)	B

(4) 休憩施設

<p>ベンチ (全5基)</p> 	整理番号	14-4-1~5
	整備年度	1993年
	処分制限期間	47年
	使用見込期間	47年(参考値)
	健全度(H30調査)	B

(5) 広場

北鬼江2号公園は敷地の形状がL字型になっており、その北側には約25m×15mの広場が設けられています。遊具やトイレは南側に配置され若干離れていることから、公園中央部に広場が配置されている公園と比較して、他の利用者に気兼ねなく広場を利用することができると考えられます。



3. 占用・設置許可の状況

北鬼江2号公園には、令和4年4月時点で以下の占用・設置許可物件があります。

解説：

占用許可…公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設ける場合

設置許可…公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとする場合

【占用許可】 避難所案内標識	【占用許可】 電柱
	
設置年度 2011年	設置年度 2009年

4. 公園利用状況

(1) 行為の許可、イベント等の実施状況

北鬼江2号公園では、近年、行為の許可に関する申請はありません。

解説：

行為の許可…都市公園において次に掲げる行為を行う場合。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(2) その他の利用状況

- ・魚津市公園里親制度実施要綱に基づく里親登録0件
- ・地区外の方の利用が多い（近くに利用できる駐車スペースがある）。
- ・子供がよく利用している。
- ・公民館の高齢者学級や消防訓練で利用することがある。
- ・児童センターで子供を引率して利用することがある。

(3) 利用上の課題

- ・落ち葉が多い。
- ・女性にはトイレが使いづらい。
- ・日射しや雨を遮る四阿が無い。
- ・フェンスに防球機能が乏しい。

(4) 利用者の傾向

◎アンケート調査等の実施

公園・緑地の整備や維持管理に関する意見・要望等について、身近な公園の主な利用者である小学生（保護者）や中学生、周辺住民を対象に、学校・町内会を通じたアンケートと訪問によるヒアリング調査を実施しました。

・アンケート調査

平成 30 年度実施 有効回答数 459 票

・ヒアリング調査

平成 30 年度実施 周辺住民への聞き取り数 56 人

◎調査結果概要

○アンケート調査

- ・過去 1 年間に北鬼江 2 号公園を訪れたことがある（複数回答可）

全体の 8.5%（特によく利用する 1.7%）

- ・北鬼江 2 号公園を特によく利用すると回答された方が、身近な小さな公園を利用する目的（複数回答可）

・スポーツや野外レクリエーション	3 票
・子どもを遊ばせる	3 票
・行事やイベントの参加	2 票
・休憩・語らい・リフレッシュ	1 票
・散歩・軽い運動	1 票
・トイレ利用	1 票

- ・過去 1 年間に北鬼江 2 号公園を訪れたことがある方が、身近な小さな公園に期待する役割（複数回答可）

・地域行事やイベント	5 票
・子どもを遊ばせる	4 票
・良好な景観の形成	2 票
・屋外レクリエーション	2 票

○ヒアリング調査

- ・周辺住民が、身近な公園で許可してもよいと思う行為（対象：街区公園 23 箇所）

・ボール遊び	84%
・音楽・ダンス	61%
・スケートボード	32%
・ペット	68%
・ラジコン	43%
・バーベキュー	38%
・手持ち花火	63%

5. 公園の将来像と取組方針

(1) 目指すべき姿

令和4年6月から令和4年11月までに実施した、北鬼江2号公園のある道下地区住民と市による協議の結果、当公園の目指すべき姿を次のように定めます。

地域コミュニティと連携して子供の成長を見守る公園

(2) 取組方針

公園の施設ごとの取組方針は、維持管理方針、機能再編方針、改修整備方針として、それぞれ次のように定めます。

○維持管理方針

遊戯施設

専門業者による定期点検（年1回）を実施し、遊具の安全を図ります。

適宜、日常点検を行い、部材の腐食や部品の脱落を発見した場合は速やかに対応し、適切な管理に努めます。

植栽

例年、業務委託により施肥や除草剤散布などの芝生管理と低木の刈込みを実施しています。その他の樹木については、植栽毎の特性を考慮しつつ、生育状況に応じて適切に管理を行います。

便益施設

トイレ

例年、業務委託により週2回清掃を実施しており、今後も継続してまいります。設備等に異常が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

休憩施設

ベンチ

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

広場

当公園は年2回、業務委託による除草を実施しています。

今後、公園里親制度等により多様な主体に公園の運営管理に参加して頂けるよう、情報の発信や環境整備に努めます。

その他

フェンス

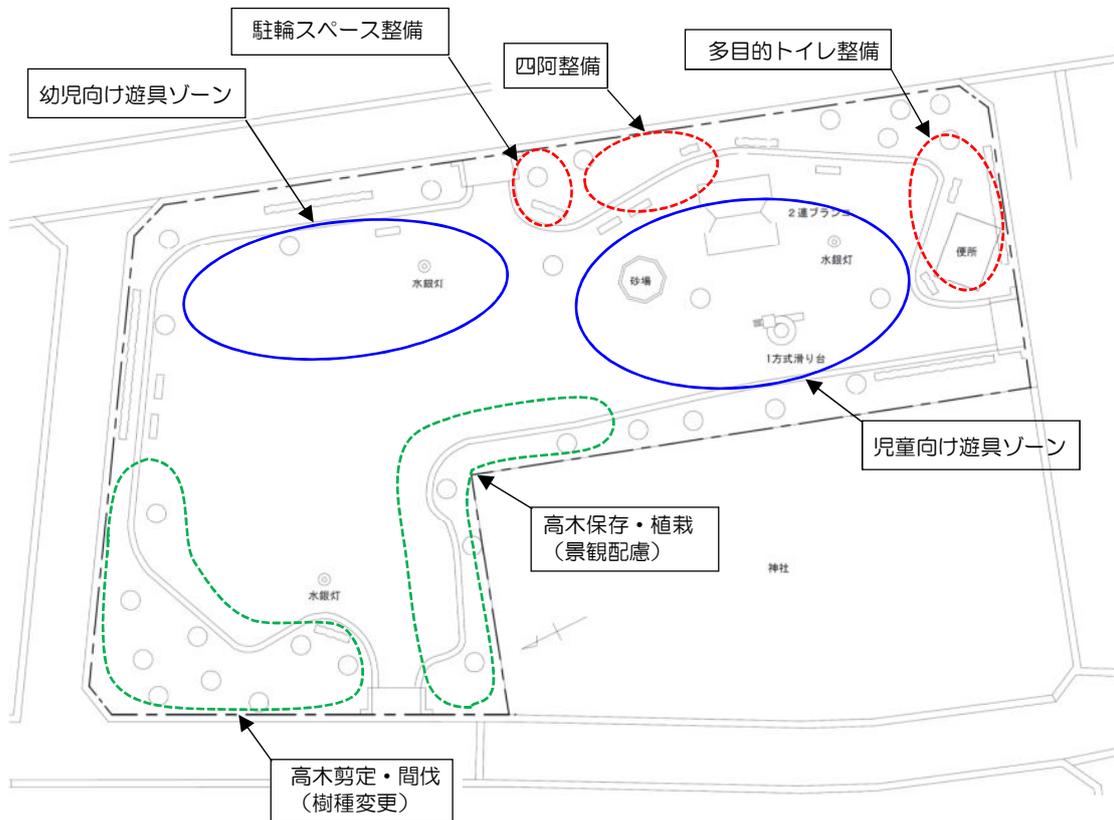
日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

○機能再編方針

公園の目指すべき姿を実現するため、近隣の街区公園との機能分担や周辺施設の立地状況を踏まえ、当公園は「景観形成」と「遊び」を主たる機能として施設の再編を図る方針とします。

隣接する神社との一体性を考慮するとともに、高齢者や子供がよく利用している現状や地域住民等が集まる公民館等が近いことを踏まえ、地域コミュニティ等との連携を念頭に置いた空間づくりを目指します。

(再編イメージ案)



○改修整備方針

遊戯施設

専門業者による点検により、老朽化等のため遊具の使用継続が困難と判断された場合は直ちに使用禁止とし、速やかな撤去に努めます。遊具の新設や更新にあたっては、利用者の動線にも配慮して配置を検討するとともに、子供の健全な成長に資する遊具の選定を行います。

植栽

公園内の中高木で、繁茂し過ぎて見通し等が悪くなっているものや老朽樹木は、計画的な剪定や間伐・更新を検討します。植栽の更新にあたっては、公園に隣接する神社の樹木を含めた景観に配慮しながら、公園で遊ぶ子供の興味を引くような樹種の選定を行います。

便益施設

トイレ

現在のトイレはバリアフリー非対応であるため、多目的トイレを備えた施設への改築を検討します。また、設備等に故障が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園全体の施設配置を考慮しつつバリアフリー化を図るなど、様々な利用者に対応することのできる施設の整備を図ります。

休憩施設

ベンチ

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園利用者が利用しやすい仕様や配置になるよう留意して再整備を図ります。

日よけ・四阿

公園で遊ぶ子供を快適に見守ることができるよう、日よけや四阿の新設を検討します。

広場

公園敷地の形状や周辺の高木の状況から、芝の生育には適さない環境と考えられるため、公園施設の改修等の際は現状のクレイ舗装のままとして整備を行います。

その他

フェンス

健全度調査等により施設の更新が必要になった場合には、公園の機能に合致した空間になるよう、高さや仕様の見直しを行います。

6. 公園の管理運営

利用者や近隣住民の生活の安全を図るため、公園の管理上、公園毎に公園利用ルールを設定する場合があります。

魚津市都市公園条例第5条では、以下の(1)～(9)を禁止行為として規定しています。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

上記のほか、魚津市の公園では他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については原則控えて頂くよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」にご協力をお願いしています。

北鬼江2号公園には令和4年4月時点で上記以外に独自の公園利用ルールは設定されていませんが、公園利用ルールを新たに設定する必要がある場合は、町内会等と協議のうえ検討していきます。